

法人カード規定

1. (カードの利用)

- (1) 普通預金について発行した法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、それぞれ当該普通預金口座について、次の場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。
 - ① 当社および当社がATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）のATMを使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合
 - ② 当社および当社がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）のATMを使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当社のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合
 - ④ その他当社所定の取引をする場合
- (2) カードは当社および入金提携先・出金提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当社（入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限り、また、1回あたりの預入れは、当社（入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当社（出金提携先のATM使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当社（出金提携先のATM使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当社所定の金額の範囲内（カードを挿入して行うATMによる払戻しは、書面その他の当社所定の方法により申し出を受け、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記5.（2）の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (ATMによる振込)

- (1) ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる振込みは、ATMの機種により当社が定めた金額単位とし、1回あたりの振込みは、当社が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込みは当社所定の金額の範囲内（カードを挿入して行うATMによる振込みは、書面その他の当社所定の方法により申し出を受け、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) ATMを使用して振込みを依頼する場合に、振込金額と後記5.（2）の出金手数料金額および後記5.（3）に規定する振込手数料金額との合計額が預金を払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込みはできません。

5. (入金手数料、出金手数料、振込手数料)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、当社および入金提携先所定のATMの使用に関する手数料（以下「入金手数料」といいます。）を預金の預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、入金提携先の入金手数料は、当社から入金提携先に支払います。
- (2) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、当社および出金提携先所定のATMの使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引き落とします。なお、出金提携先の出金手数料は、当社から出金提携先に支払います。
- (3) ATMを使用して振込みをする場合には、当社所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引き落とします。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み)

- (1) 代理人（1名に限り、）による預金の預入れ、払戻しおよび振込みの依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。この場合、当社は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの使用についても、この規定を適用します。

7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当社本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記（2）による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名、金額および暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に届け出の暗証番号を入力の上、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記（2）および（3）によるほか振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じです。）または入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当社のATMで使用された場合または当社本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合についても同様とします。なお、預入れた金額、払戻した金額と入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額についてそれぞれの金額を分けて通帳に記入します。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、ただちに本人から当社所定の方法により取引店に届け出てください。この届け出を受けたときは、ただちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届け出の前に生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) 前記（1）の届け出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前記（1）と同様とします。なお、この場合にも、当社所定の方法によりすみやかに取引店に届け出てください。
- (3) 法人名、代表者、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、当社所定の方法によりただちに本人から取引店に届け出てください。この場合、当社が必要と認めるときは、カードもあわせて提出してください。この届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) カードの盗難、紛失等の場合におけるカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、当社は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。また、暗証番号は設立年月日、電話番号、同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。

- (2) 当社が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものであるとして処理し、入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社および出金提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当社が確認できた場合の当社の責任についてはこの限りではありません。
- (3) 当社の窓口においてカードを確認し、暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いました場合にも、前記(2)と同様とします。

11. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当社、入金提携先および出金提携先は責任を負いません。

12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。なお、普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありしただちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありしただちにカードを取引店に返却してください。ただし、下記④の場合は、当社の窓口において当社所定の本人確認書類等の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記13.に定める規定に違反した場合
 - ② 普通預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき
 - ③ 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ④ カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

13. (カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当社に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしたり、また、他人に貸与、占有、または使用させることはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当社普通預金規定および振込規定により取扱います。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上